

実地指導等における指導状況



令和元年 10月 11日

尼崎市

平素より本市の介護保険サービスの適正な運営にご尽力いただきありがとうございます。
平成 30 年度以降に実施した実地指導において、次の事項の指摘事項が多く見られました。
今後の事業運営の参考にしていただき、より一層の適切な事業運営を行っていただきますよう、お願いいたします。

全サービス共通事項

○人員基準

・事業所ごとに、月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。

※原則、事業ごとに月ごとの勤務表の作成をお願いいたします。例えば、訪問介護、通所介護、有料老人ホームの運営する場合で、各事業を兼務する職員について、当該勤務時間がどの事業についてのものか、明記する必要があります。

○設備基準

・事業所の届出図面が実態と異なるため、介護保険事業担当へ変更の届出を行うこと。

○運営基準

・運営規程に定める通常の事業の実施地域及び交通費が実態と異なるため、正しい内容に改めること。併せて、重要事項説明書と整合性を図ること。

なお、運営規程を改定した場合は、介護保険事業担当へ変更の届出を行うこと。

・事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。また、宿泊サービスにおいても同様の措置をとること。

・従業者又は従業者であったものが、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じること。

・事故防止策及び発生時の対応について、次のとおり整備すること。

(1) 事故が発生した場合の対応、事故の発生又はその再発の防止等に関する指針を定めること。

(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合において、管理者に報告され、その改善策が従業者に周知される体制を整備すること。

(3) 定期的に事故の発生又は再発の防止について、その協議を行うための会議を開き、従業者に対して研修を行うこと。

○防火安全対策

・消防用設備点検を半年に 1 回実施し、1 年に 1 回は、点検結果を消防署に報告すること。

・非常災害に関する具体的計画（消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画）を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知すること。

○報酬算定

- ・介護職員処遇改善加算について、当該加算は介護サービスに従事する介護職員の賃金に充てることを目的としているため、介護職員についてのみ支払うこと。また、介護職員以外の職員に分配されたことにより、本来支払われるべきだった処遇改善金に関しては、平成○年度に遡って精算すること。併せて、平成○年度介護職員処遇改善実績報告に関しても訂正し、介護保険事業担当へ提出すること。

介護保険施設サービス

○運営基準

- ・身体的拘束等の適正化について、次のことを行うこと。
 - (1) 身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともにその結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
 - (3) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (4) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

※平成30年度より改正され、上記のことを実施していない場合は、身体拘束廃止未実施減算の対象となります。身体的拘束等を実施していない事業所においても、上記項目は実施する必要があります。

○報酬算定

- ・口腔衛生管理体制加算の算定に当たっては、次の事項を改めること。
 - (1) 施設において歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士から、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上受けている記録を残すこと。
 - (2) 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士から介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導が、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行なわれた記録を残すこと。
 - (3) 「口腔ケア・マネジメントに係る計画」について、歯科医師からの指示内容の要点等に変更が生じた場合は、随時、当該計画の見直しを行うこと。
- ・経口維持加算Ⅰについて、入所者又はその家族に説明し、その同意を得られた日の属する月以前から算定を開始していたため、過誤調整を行うこと。また、同加算におけるこれまでにに行った他のサービス提供について、自主精査を行うこと。
- ・栄養マネジメント加算について、入所者又はその家族に説明し、その同意を得られた日以前から算定を開始している事例が見受けられたため、過誤調整を行うこと。
- ・認知症短期集中リハビリテーション実施加算について、算定要件を満たさないため、過誤調整を行うこと。(医師により、認知症の入所者であって生活機能の改善が見込まれると判断された者に該当しないため。) また、他の事例についても自主精査を行うこと。(介護老人保健施設)

地域密着型サービス

☆認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

○運営基準

- ・利用者から徴収している食材料費と実際の納品額との差額については、その理由を明らかにし、清算すること。また、必要に応じて食材料費の改定を行うこと。（認知症対応型共同生活介護のみ）

○報酬算定

- ・ターミナルケア加算について、次のとおり整備すること。
 - (1) 利用者又はその家族等の同意を得て、利用者のターミナルケアに係る計画を作成すること。
 - (2) ターミナルケア加算は死亡月にまとめて算定することから、利用者側にとっては、事業所に入居していない月についても自己負担を請求されることになるため、入居者が退居等する際、退居等の翌月に亡くなった場合に、前月分のターミナルケア加算に係る一部負担の請求を行う場合があることを説明し、文書にて同意を得ること。

訪問系サービス

☆訪問介護、訪問看護、訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、訪問リハビリテーション

○人員基準

- ・事業所ごとに、常勤の訪問介護員であって専ら訪問介護等の職務に従事する者のうち事業の規模に応じて1以上の者をサービス提供責任者として配置したことを明確にすること。（サービス提供責任者が有料老人ホームの職員と兼務しているため。）（訪問介護）

○運営基準

- ・訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導すること。

○報酬算定

- ・理学療法士等による訪問看護（その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりにさせるもの）については、次の事項を行うこと。

- (1) 理学療法士等が訪問看護を提供している利用者については、利用者の状況や実施した看護（看護業務の一環としてのリハビリテーションを含む）の情報を看護職員と理学療法士等が共有するとともに、訪問看護計画書及び訪問看護報告書について、看護職員と理学療法士等が連携し作成すること。
- (2) 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成にあたり、訪問看護サービスの利用開始時や利用者の状態の変化等に合わせた定期的な看護職員による訪問により、利用者の状態について適切に評価を行うこと。（訪問看護）

※平成 30 年度より理学療法士等による訪問の評価の見直しが行われています。

・初回加算について、加算要件を満たしていないため、次の事例について過誤調整を行うこと。また、同加算における他の請求分についても自主精査を行うこと。

(サービス提供責任者が、初回若しくは初回の訪問介護を行った日の属する月のサービス提供時に同行した旨の記録がなかったため。)

(訪問事業責任者が、初回若しくは初回の訪問型サービスを行った日の属する月のサービス提供時に、同行訪問したことが確認できなかったため。)(訪問介護)

※サービス提供責任者及び訪問事業責任者が他の訪問介護員の提供するサービスに同行して算定する場合は、その記録を残してください。

・〇年〇月〇日に行った院内介助について、診察時間及び検査時間を含め、訪問介護のサービス提供時間として、介護報酬を請求している事例が見受けられたため、過誤調整を行うこと。また、診察時間及び処置・検査時間は、保険給付の対象とならないため、これまでに行った他の事例についても自主精査を行うこと。(訪問介護)

・〇年〇月〇日の〇〇氏の〇時から〇時までの介護報酬の請求について、一人の訪問介護員が、同日同時間帯に複数の利用者に対してサービスを提供し、介護報酬を請求しているため、過誤調整を行うこと。また、他の請求分についても自主精査を行うこと。(訪問介護)

・看護師等は、(介護予防)訪問看護計画書の作成・変更に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。また、当該(介護予防)訪問看護計画書を利用者に交付すること。(訪問看護)

・〇年〇月に算定している〇〇氏の介護報酬について、同一建物減算の対象であるため、過誤調整を行うこと。(事業所と同一の敷地内にあるサービス付き高齢者向け住宅に居住している利用者であるため。)(訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

※平成 30 年度より要件が改正され、同一建物居住者にサービス提供する場合の報酬について有料老人ホーム等以外の建物も対象となります。

☆福祉用具貸与・特定福祉用具販売

○運営基準

・貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格を利用者に説明すること。

・機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に掲示すること。

・利用者の交付する福祉用具貸与計画書をケアマネジャーにも交付すること。

※平成 30 年度より基準が改正され、上記のことが義務付けられています。

通所系サービス

☆通所介護・通所リハビリテーション・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護

○人員基準

- ・サービスの提供日ごとに、サービスを提供している時間帯に生活相談員が勤務している時間数の合計数をサービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上となるよう、速やかに人員配置を行うこと。(生活相談員の不在の日が見受けられたため。)(通所介護、地域密着型通所介護)

- ・人員基準上必要とされる看護職員が配置されていないため、人員基準を満たせるよう、看護職員を配置すること。(看護職員の配置が必要なサービス単位ごとに当該職員が配置されていない日が見受けられたため。)(通所介護、地域密着型通所介護)

※通所介護、利用定員が10人を超える地域密着型通所介護が対象です。

○運営基準

- ・重要事項説明書の利用定員が実際と異なっているため、改めること。(認知症対応型通所介護)

※平成30年度より基準が改正され、ユニットケアを行っている地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における利用定員数を、「1施設当たり3人以下」から「1ユニット当たりユニットの入居者と合わせて12人以下」に見直されています。

- ・サービスの提供にあたっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置すること。

(1) 運営推進会議は、おおむね6月に1回以上開催し、活動状況を報告しその評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けること。

(2) 運営推進会議で出された報告、評価、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表すること。(地域密着型通所介護)

○報酬算定

- ・個別機能訓練加算の算定に当たっては、個別機能訓練計画作成後、機能訓練指導員等が利用者の居宅を3月ごとに1回訪問し、当該利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と当該計画の進捗状況を説明し、訓練内容の見直し等を行うこと。(通所介護、地域密着型通所介護)

※平成27年度の報酬改正により「個別機能訓練計画作成後、機能訓練指導員等が利用者の居宅を3月ごとに1回訪問し、当該利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と当該計画の進捗状況を説明し、訓練内容の見直し等を行う」ことが算定要件に追加となっています。利用者の居宅訪問については、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、機能訓練の内容と当該計画の進捗状況を説明し、訓練内容の見直し等を行うことが必要です。

- ・2時間以上3時間未満の単位数を算定できる利用者は、心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難な者であるため、○年○月○日○〇氏に対

して行ったサービス提供については、算定要件を満たしていないため、過誤調整を行うこと。
また、他の事例についても自主精査すること。（当該利用者の私的都合により 3 時間未満でのサービス提供となっているため。）（通所介護、地域密着型通所介護）

※当該算定を行う場合は今一度、要件に合致しているか確認をお願いいたします。

入所系サービス

☆短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護

○運営基準

・身体的拘束等の適正化について、次のことを行うこと。

- (1) 身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともにその結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
- (3) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (4) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

※平成 30 年度より改正され、上記のことを実施していない場合は、身体拘束廃止未実施減算の対象となります。身体的拘束等を実施していない事業所等においても身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催する必要があります。

居宅介護支援・介護予防支援

○運営基準

・特定事業所集中減算については、次に示す判定期間において特定事業所集中減算判定票等を作成し、保存すること。また、判定結果が 80 パーセントを超える場合については、次に示す期日までに、特定事業所集中減算判定票等を介護保険事業担当に提出すること。併せて、80 パーセントを超えるに至ったことについて正当な理由がある場合においては、当該理由を提出すること。

※判定期間 前期 3 月 1 日～8 月末日、後期 9 月 1 日～2 月末日

※提出期日 前期 9 月 15 日、後期 3 月 15 日

・サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用者やその家族に対して、つぎのことにつき文書を交付して説明すること。

- (1) 居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることができること。
- (2) 居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること。

○報酬算定

・次の利用者の介護報酬については、運営基準減算に該当するため過誤調整を行うこと。（サ

ービス提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることができることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等につき文書を交付して説明していないため。初月は所定単位数の 100 分の 50 に相当する単位数を算定し、2 月目以降は、当該状態が解消されるに至った月の前月まで介護報酬の算定はできない。)

また、平成 30 年 4 月以降に契約した他の利用者についても自主精査すること。

加えて、運営基準減算に該当する場合、初回加算は算定できないことから過誤調整を行うこと。

〇〇氏 ○年○月～○年○月

※平成 30 年度の改正により、平成 30 年 4 月 1 日以降の新規利用者について文書を交付して説明していない場合、運営基準減算の対象となっています。今一度、貴事業所での実施方法をご確認ください。